

『お知らせ』

亀岡市新型コロナウイルス感染症対策本部からの通知に基づき、亀岡市総合福祉センター施設使用の取り消しについて下記のとおり対応いたします。

記

①対応内容

新型コロナウイルス感染症の感染防止を理由に使用をキャンセルされた場合は、すでに納めていただいている利用料金を全額還付します。

②還付の対象期間

利用日が令和2年2月21日～令和2年6月30日まで
ただし、利用日の使用区分開始【午前（9:00）・午後（13:00）・夜間（18:00）】までに申請されたものを対象とします。

③「使用許可取消届・使用料還付申請書」を提出してください。

④持ち物

- ・ 亀岡市総合福祉センター使用許可書
- ・ 申請者の認印（シャチハタ等不可）

※利用日が7月1日以降分につきましては、通常通りの取扱いとなり、取消される場合は7日前までに取消届を提出されましたら、承認後、5割相当額を還付いたします。